

国庫補助基準及び長時間利用サービスの在り方に関する議論の整理（案）

1 国庫補助基準について

(1) 国庫補助基準の役割について

現在の基準は、以下のように国庫補助金の市町村への配分の基準であり、市町村によって、それぞれ策定されている個人の支援費支給決定の基準とはその役割を異にするものである。

- 現行の国庫補助基準は、「予算の範囲内で補助することができる」とこととされているホームヘルプサービス等に係る国庫補助金を、サービス水準の低い地域の底上げを図るという観点から、障害種別等ごとの平均的な利用量の違いを考慮しつつ、一人当たりの平均サービス量の少ない自治体に相対的に手厚く配分する基準である。

- また、この基準を一律に適用した場合、サービス量の多い自治体の補助金額が減少するため、従前のサービス水準が確保されるよう、経過措置として一定の従前額保障を行っている。

(2) 国庫補助基準の在り方について

ホームヘルプサービス等に^{とう}係る^{かか}国庫補助金^{こっこほじょきん}の^{かくほ}確保^{くに}については、国は
所要額^{しょうやうがく}の^{かくほ}確保^{さいだいげんどりょく}について^{しえんひせいど}最大限^{うんえい}努力^{じつたい}するとともに、^ふ支援費^{りよう}制度^{ようけん}の^{たんか}運営^{みなお}の実態^{こうりつてき}を^{せいど}踏まえて^{うんえい}、^{じゅうよう}サービス^{ぜんてい}利用^{とうめん}の^{こっこ}要件^{ほじょきじゆん}や^{ほんけんとうかい}単価^いを見^い直し^か、^{ぎろん}より^{せいり}効率的^{おこな}に^{おこな}制度^{おこな}が^{おこな}運営^{おこな}できる^{おこな}ように^{おこな}していく^{おこな}ことが^{おこな}重要^{おこな}である^{おこな}。これを^{おこな}前提^{おこな}として^{おこな}、^{おこな}当面^{おこな}の^{おこな}国庫^{おこな}補助^{おこな}基準^{おこな}については^{おこな}、^{おこな}本^{おこな}検討^{おこな}会^{おこな}では^{おこな}、^{おこな}以下^{おこな}のとおり^{おこな}議論^{おこな}の^{おこな}整理^{おこな}を行う^{おこな}。

○ 現在^{げんざい}、ホームヘルプサービス等の^{とう}利用量^{りようりょう}が^{ちいき}地域^{おお}により^{こと}大きく^{こと}異な^{こと}って
いるという^{げんじょう}現状^ふを^{すいじゆん}踏ま^{ひく}えると^{ちいき}、^{そこあ}サービス^{そこあ}水準^{そこあ}の^{そこあ}低い^{そこあ}地域^{そこあ}の^{そこあ}底上げ^{そこあ}を
図^{はか}るとい^{かんてん}う^{すす}観点^{すす}から^{じちたい}、^{こっこほじょきん}サービス^{こっこほじょきん}の^{こっこほじょきん}進^{こっこほじょきん}んで^{こっこほじょきん}い^{こっこほじょきん}ない^{こっこほじょきん}自治^{こっこほじょきん}体^{こっこほじょきん}に^{こっこほじょきん}国庫^{こっこほじょきん}補助^{こっこほじょきん}金^{こっこほじょきん}を
手^{てあつ}厚^{はいぶん}く^{はいぶん}配^{ごうりてき}分^{ごうりてき}する^{かんが}ことが^{かんが}合理的^{かんが}である^{かんが}と^{かんが}考え^{かんが}られる^{かんが}。

○ また、^{しょうがいしゅべつとう}障害^{しょうがいしゅべつとう}種別^{しょうがいしゅべつとう}等^{しょうがいしゅべつとう}により^{いっばん}、^{しょうがいしや}一般^{しょうがいしや}の^{しかくしょうがいてうとくべつ}障害^{しかくしょうがいてうとくべつ}者^{しかくしょうがいてうとくべつ}、^{しかくしょうがいてうとくべつ}視覚^{しかくしょうがいてうとくべつ}障^{しかくしょうがいてうとくべつ}害^{しかくしょうがいてうとくべつ}等^{しかくしょうがいてうとくべつ}特別^{しかくしょうがいてうとくべつ}の^{しかくしょうがいてうとくべつ}ニー^{しかくしょうがいてうとくべつ}ズ^{しかくしょうがいてうとくべつ}を^{しかくしょうがいてうとくべつ}有^{しかくしょうがいてうとくべつ}する^{しかくしょうがいてうとくべつ}障^{しかくしょうがいてうとくべつ}害^{しかくしょうがいてうとくべつ}者^{しかくしょうがいてうとくべつ}、^{しかくしょうがいてうとくべつ}全身^{しかくしょうがいてうとくべつ}性^{しかくしょうがいてうとくべつ}障^{しかくしょうがいてうとくべつ}害^{しかくしょうがいてうとくべつ}者^{しかくしょうがいてうとくべつ}に^{しかくしょうがいてうとくべつ}区^{しかくしょうがいてうとくべつ}分^{しかくしょうがいてうとくべつ}して^{しかくしょうがいてうとくべつ}基^{しかくしょうがいてうとくべつ}準^{しかくしょうがいてうとくべつ}を^{しかくしょうがいてうとくべつ}定^{しかくしょうがいてうとくべつ}めて^{しかくしょうがいてうとくべつ}いる^{しかくしょうがいてうとくべつ}こと
につ^{しょうがいしゅべつとう}いては^{しょうがいしゅべつとう}、^{しょうがいしゅべつとう}障^{しょうがいしゅべつとう}害^{しょうがいしゅべつとう}種^{しょうがいしゅべつとう}別^{しょうがいしゅべつとう}等^{しょうがいしゅべつとう}ご^{しょうがいしゅべつとう}と^{しょうがいしゅべつとう}に^{しょうがいしゅべつとう}サ^{しょうがいしゅべつとう}ー^{しょうがいしゅべつとう}ビ^{しょうがいしゅべつとう}ス^{しょうがいしゅべつとう}の^{しょうがいしゅべつとう}平^{しょうがいしゅべつとう}均^{しょうがいしゅべつとう}的^{しょうがいしゅべつとう}な^{しょうがいしゅべつとう}利^{しょうがいしゅべつとう}用^{しょうがいしゅべつとう}量^{しょうがいしゅべつとう}が^{しょうがいしゅべつとう}異^{しょうがいしゅべつとう}なる^{しょうがいしゅべつとう}
こと^{こっこほじょきじゆん}から^{こっこほじょきじゆん}、^{こっこほじょきじゆん}国庫^{こっこほじょきじゆん}補助^{こっこほじょきじゆん}基^{こっこほじょきじゆん}準^{こっこほじょきじゆん}とし^{こっこほじょきじゆん}ては^{こっこほじょきじゆん}合^{こっこほじょきじゆん}理^{こっこほじょきじゆん}性^{こっこほじょきじゆん}が^{こっこほじょきじゆん}あ^{こっこほじょきじゆん}る^{こっこほじょきじゆん}と^{こっこほじょきじゆん}考^{こっこほじょきじゆん}え^{こっこほじょきじゆん}ら^{こっこほじょきじゆん}れる^{こっこほじょきじゆん}。

○ 障^{しょうがいしゅべつとう}害^{しょうがいしゅべつとう}種^{しょうがいしゅべつとう}別^{しょうがいしゅべつとう}等^{しょうがいしゅべつとう}によ^{しょうがいしゅべつとう}る^{しょうがいしゅべつとう}基^{しょうがいしゅべつとう}準^{しょうがいしゅべつとう}の^{しょうがいしゅべつとう}区^{しょうがいしゅべつとう}分^{しょうがいしゅべつとう}につ^{しょうがいしゅべつとう}いては^{しょうがいしゅべつとう}、^{しょうがいしゅべつとう}よ^{しょうがいしゅべつとう}り^{しょうがいしゅべつとう}き^{しょうがいしゅべつとう}め^{しょうがいしゅべつとう}細^{しょうがいしゅべつとう}や^{しょうがいしゅべつとう}かな^{しょうがいしゅべつとう}の^{しょうがいしゅべつとう}区^{しょうがいしゅべつとう}分^{しょうがいしゅべつとう}を^{しょうがいしゅべつとう}
設^{もう}け^{もう}る^{もう}こと^{もう}も^{もう}可^{かのう}能^{かのう}である^{かのう}が^{かのう}、^{かのう}直^{ただ}ち^{ただ}に^{ただ}納^な得^なの^な得^なら^なれる^な合^{ごうりてき}理^{ごうりてき}的^{ごうりてき}な^{ごうりてき}区^{ごうりてき}分^{ごうりてき}が^{ごうりてき}
可^{かのう}能^{かのう}か^{かのう}、^{かのう}そ^{かのう}の^{かのう}区^{かのう}分^{かのう}につ^{かのう}いて^{かのう}実^{じつむ}務^{じつむ}が^{じつむ}可^{かのう}能^{かのう}な^{かのう}具^ぐ体^ぐ的^ぐか^ぐつ^ぐ明^{めい}確^{めい}な^{めい}要^{よう}件^{けん}を^{ようけん}
設^{もう}け^{もう}ら^{もう}れる^{もう}か^{もう}と^{もう}い^{もう}った^{もう}問^{もん}題^{だい}が^{もんだい}あ^{もんだい}る^{もんだい}と^{もんだい}考^{もんだい}え^{もんだい}ら^{もんだい}れる^{もんだい}。

○ 国庫補助基準については、今後の実績から、市町村ごとのサービス

りようりょう へんか しちょうそん こっこほじょきん はいぶん ぐたいてきじょうきょう はあく
利用量の変化や、市町村への国庫補助金の配分の具体的状況を把握
し、サービス水準の低い地域の底上げという役割が適切に果たされて
いるかを検証するとともに、より細やかな障害種別等の区分の
ひつようせいとう ふく みなお けんとう
必要性等を含め、その見直しを検討すべきである。

2 長時間利用のホームヘルプサービス等の在り方について

国庫補助基準は、国庫補助金の市町村への配分についての基準であり、

支援費制度における長時間利用のホームヘルプサービス等の在り方については、

国庫補助基準の在り方の問題とは別に検討することが必要である。

長時間のサービスを必要とする障害者については、そのサービスを確保す

ることは必要である。しかし、公費によるサービスである以上、その費用につ

いては一定の制約があるのはやむを得ない。

したがって、サービス提供体制や、費用の在り方について検討が不可欠と

考えられる。

このような観点から、長時間利用サービスの在り方については、以下のとお

り議論の整理を行う。

(1) 平成17年度の対応について

費用についての一定の制約を考慮しつつ、障害者が地域で暮らすために

必要なサービスの質と量を確保する観点から、以下の対応を行うことを

検討する。

○ サービス利用者間の公平を図る観点等から、一月当たり相当量を

超えるサービス提供については、包括的な報酬体系を導入する。

○ 上記の相当量を超えるサービスについては、密度の高いサービスの

部分とそれ以外の定常的なサービスの部分（単純な見守り等）があると

考えられるが、定常的なサービスの部分については、従事者を幅広く確保

できるような仕組み

○ ガイドヘルプサービスについては、身体介護の有無の区分の是非も含め、

その在り方等を見直すとともに、長時間利用にかかる加算単価を見直すこ
と

○ ホームヘルプサービスの類型ごとにその利用条件が守られているかに

ついて事業者等をチェックする仕組み

なお、上記ガイドヘルプサービスの加算単価については、平成16年度中

の実施も含め検討する。

(2) 今後の長時間利用サービスの在り方について

現に長時間サービスを利用している障害者を大別すると、次の類型があ
る。

1 生命・身体の維持等に重大な支障が生じるため、長時間の継続した

サービスを利用している者

2 1以外の者で、社会参加活動等のために長時間のサービスを利用してい

もの る者

- ・ 1の類型に属する多くの者は、日常生活において多くの場面で人的支援を必要とする障害の重い脳性マヒや、進行性筋ジストロフィー、頸椎損傷、ポリオなどの全身性障害であり、かつ、吸痰、人工呼吸器など医療的ケアと介護を日常的に組み合わせて利用することが必要な者や、強度の行動障害のため常時見守りが必要な者等である。
- ・ 2の利用実態については、個々人の社会的な立場やライフステージ、あるいは個人の選択を反映して極めて多様な利用がされるという特長がある。

上記1、2の類型ごとにサービスの在り方について検討する。

○ 1の類型について

- ・ 医療や介護など必要なサービスが一体的・包括的に提供されるサービスの在り方やそのようなサービスを実施できる事業者の要件等
- ・ 上記の要件を満たすサービスについて、身体の状態等により、日々、内容や量が変動するような場合にも一定範囲の費用で賄えるような包括的な報酬の在り方

○ 2の類型について

- ・ 事前に支給決定が必要な支援費制度によるガイドヘルプサービスでは、視覚障害者等のあらかじめ予期できないニーズに臨機応変に対応できない面があることを踏まえ、社会参加を支援する事業者の活用などこのようなニーズにも柔軟に対応できる仕組みへの移行のあり方